

同 意 書

- 一 今回ノ紛議ニ關係シタルコトヲ理由トシテ社員ノ何人モ解雇セラレ、コトナレ
- 一 販賣及集金ノ材料ニ關スル規定ハ大正十一年中宗施ノ契約ニ依ル
- 一 勸誘車運搬人又締結係ノ現存スル分店ニ對シテハ其存存置スル
- 一 會社ノ同意ニ締結係ノ賣價ハ販賣純價格ノ二歩トス、但分店ノ營業
情況ニヨリ會社ノ前記ノ勸誘車運搬人又締結係ヲ廢止スルコトアルベシ
- 一 集金賣價ノ計算ヲ以テ現金取賣ニ對スル度ノ入金額ヲ算入スル
- 一 集金賣價ニ步ノ度賣買格ヲ得ルニハ度持集金カードノ凡六分ヲ集
金スルコトヲ要ス、各集金カード一口ニ對スル集金額ニ關シテハ別ニ振

議ス

- 一 販賣賣價ノ内ヨリ身元保証金ヲ積立ツルコトヲ要セズ
- 一 前記販賣及集金ノ材料ニ關スル規定ハ大正十四年三月十四日通ノ報告